

大阪商業大学学術情報リポジトリ

いじめの四層構造におけるいじめ傍観者の活用 —
生徒指導提要における傍観者指導を参考に —

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪商業大学教職課程委員会 公開日: 2024-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐野, 茂, SANO, Shigeru メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/2000540

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



いじめの四層構造におけるいじめ傍観者の活用

—生徒指導提要における傍観者指導を参考に—

佐 野 茂

- I 本研究の目的
- II 方法
- III 結果
- IV 考察

I 本研究の目的

助けを必要としている人が自ら援助希求行動を表出することの難しさは、薬物中毒患者支援の第一人者である松本俊彦氏の研究から詳述されているように（松本, 2019）、いじめ被害者も同様であると考えられる。いじめ問題もいじめ被害者から声を出すことは難しく、周囲の大人やクラスメイトの意識を高めることが、その予防効果を高めるものと考えられる。

本稿では、いじめの四層構造における「傍観者」と呼ばれる人が、少しでも「仲裁者」と呼ばれるにふさわしい援助行動をとるための担任の留意事項を考察する。いじめの四層構造における「傍観者」の活用が有効であることは、多くの研究者によってその知見が蓄積されている（e.g., 森田, 2010; 日本弁護士連合会, 2015; 平尾, 2016）。

生徒指導提要においては「傍観者のなかからいじめを抑止する仲裁者や、いじめを告発する相談者があらわれるかがポイントになる」と明示されているように（文部科学省編, 2022a）、傍観者をいじめ予防の中心的なキーパーソンとして位置づけている。いじめを傍観する児童生徒（以下「いじめ傍観者」と略記）が、「仲裁者」となるに至らないまでも、生徒指導提要でいう「相談者」の役割をとり、いじめ行為の情報を一言でも教師に伝えてくれれば、いじめは阻止できる。

表1 いじめ発生時の立ち位置（四層構造）
（筆者作成）

四層構造での役割	人数	(%)
いじめグループの一員	1	1.1
観衆・客	12	13.8
傍観者	51	58
注意や仲裁、先生に告げる	19	21.6
いじめられっ子	5	5.7
合計	88	100

表1は教職課程履修者からのアンケート結果であるが（佐野, 2020）、いじめに積極的に関与できる児童生徒（注意や仲裁、先生に告げる）の割合は低いと考えられ、このことからこの傍観者の立場にいる児童生徒を、いかにして相談者や仲裁者に仕向けるかが、いじめ予防への重大な課題と考える。しかし、その実践は容易なことではない。

例えば、援助行動が援助場面の状況要因

で負の影響を受けるという、傍観者効果とよばれるものがある。この傍観者効果とは、一般的な援助行動の際に、自分以外にその場を傍観している人がいた場合、援助行動が抑制されるというものである(川名, 1987)。いじめで言うと、誰かがいじめられているという場面に遭遇した時、もしその場面に自分以外に誰もいなければ、援助行動を遂行する可能性があるのに、他の誰かが(例えばクラスメイト)いることが、いじめ傍観者の援助行動に負の影響を与えるというものである。また、いじめ場面におけるいじめ傍観者の抑制要因や援助行動を引き起こす要因に焦点をあてた研究も多くなされている(e.g., 大坪, 1998; 白木, 2013; 土田, 1996)。

生徒指導提要でも提言されているとおり(文部科学省編, 2022b)、援助行動の抑制要因は、被害回避感情をはじめとして様々な存在し、いじめ場面での傍観者による援助行動はなかなか困難な課題であると考えられる。

そこで、本稿では、この四層構造における傍観者の援助行動をより実践できるよう、教職課程履修者への「いじめ傍観者啓発アイディアアンケート調査」の分析から、学級担任がいかなることに留意すれば、傍観的立場にいる生徒を、いじめ抑制のキーパーソンとして活用できるかを生徒指導提要の提言、内容を参照にしてその方途を考察する。

II 方法

1. いじめ傍観者啓発アイディアアンケート調査(以下「傍観者啓発アンケート調査」と略記)の概要

調査年月日は2020年11月から2022年10月までの前期・後期の教職関連授業の中で異なる教職課程履修者に実施(オンデマンド授業も含む)した。

対象学生は大阪府、兵庫県の2大学の主として1年生の教職関連科目履修者から、下記の調査紙(表2)を紙面またはWeb上から配信して、回答してもらう。有効回答者は男子176名 女子147名の計323名である。

調査シートは表2に記載された内容で、どうすればいじめ傍観者が担任、先生に協力的になるかのアイデアを自由記述で回答してもらうというものである。

表2 教職課程履修者へのいじめ傍観者啓発アイディアアンケート調査内容(筆者作成)

<p>レポートは授業や研究の資料として活用します。決して個人が特定されることはありません。回答の可否は任意です。 みなさんの「いじめ抑止」のアイデアをください。(100字から~200字で結構です) (質問課題)</p> <p>いじめが行われている時、4層構造というものがあり、一人は「いじめっ子」、一人は「いじめられっ子」、一人は「観衆・客(周囲でおもしろおかしく見ている)」,そして一人は「傍観者」で、関与はしないが、周囲で見ていた、注意等はない、という人です。もちろんこれ以外に、いじめに対して注意できる人もいます。</p> <p>いじめを抑止するためには、「傍観者」の協力が必要になります。傍観者の人に、なぜ、直接、いじめを注意しないまでも、先生等に言うことができなかったと尋ねますと、「いじめが自分に向かうのが不安、恐怖」や、単に「悪ふざけ、いじりと思っていた」等の回答があります。</p> <p>さて、このような傍観者の人を、せめて先生には報告する(もちろんいじめっ子に直接注意できれば良いが)、といった態度をとるように、学級活動等で指導したいと考えますが、「担任として、どのような指導・クラス運営をすれば、傍観者タイプの人に納得のできる、いじめ抑止につながるものになりますか。」みなさんが、担任になったつもりで、指導法のアイデアをください。</p> <p>*下の①と②も答えて(数字でOK)から、アイデア(100~200字)をください。よろしくお願いします。</p> <p>① 1 男性 2 女性 ② まず、あなたは、 1 傍観者タイプ(先生に報告するのも苦手) 2 直接、いじめっ子に注意はできないが、先生に報告・告げることではできるタイプ 3 いじめっ子に平気で、注意できるタイプ 上記のどのタイプですか? 1か2か3で示してください。 ③ ココから↓(100~200字)</p>
--

2. 分析の方法

回答内容をKJ法的分類およびテキストマイニングの形態素分析、文章解析も参考にしてアンケートの回答を分析し、生徒指導提要の提言を基本として、いじめ傍観者を啓発する方法を考察した。また、この方法を進めるにおいて「日本の大学生におけるうつ病のしろうと理論」（勝谷ら2011）の自由記述データの分析方法を参考に進めた。KJ法的分類については、執筆者の分析、解釈の偏りを避けるため、教育・心理分野の研究者2名の助言を得ながら、その分類を進めた。

3. 倫理的配慮

調査協力の可否については、あくまでも受講者の任意、自由意思で依頼した。研究利用としての使用と、不参加者への不利益の無いことも伝えた。得られたデータは適切に管理、または破棄することも伝えた。

Ⅲ 結果

1. KJ法的手法によるアンケート回答内容の分類

アンケートの回答をKJ法的な手法で分類したものが表3になる。ここでは4つの大カテゴリーと21の小カテゴリーに分類した。大カテゴリーの見出し語としては、①傍観者がいじめの告発を容易にする具体的方法を言及した『傍観者の匿名性を重視した工夫』、②具体的方法の前段階での生徒を対象とした、いじめ理解の啓発である『授業での「いじめ」教育』、③生徒間の関係性の促進の工夫である『学級経営での教師の工夫』、④教師自身の関わり方に焦点をあてた『教師の日頃の生徒との関係性や行動』と見出し語を命名した。

告発を容易にする具体的方法や、その方法を実施する前段階での生徒への啓発、また生徒同士の関係性の向上、そして教師自身に焦点をあてた回答内容に大きく分けることができた。重複回答ではあるが最も回答頻度が高かったのが、サブカテゴリーで言うと、「生徒との距離感の近い関係性作りや信頼感の構築」という内容であった。次に「匿名性を重視した定期的アンケート調査」、そして「傍観はいじめと同じで、告発は良い行為という認識を持たせる」というものであった。

2. KH Coderを用いての抽出語、内容の分析

自由記述の回答内容を計量分析するソフトウェアとして樋口耕一氏が開発したKH Coder 3.Beta.03iを使用して（樋口耕一, 2020）、「傍観者啓発アンケート調査」のテキストデータの形態素解析（文章を意味を持つ最小単位に分割する）や文章分析を実施し、表3に掲示したKJ法的な分析と合わせて、「傍観者啓発アンケート調査」の内容探索をこころみた。

表3 教職履修者が考えるいじめを傍観する児童生徒の告発促進の方法 (KJ 法的手法による分類)
* 頻度は複数回答も含めた数値

大カテゴリー	サブカテゴリー	頻度	記述例
①「匿名性を重視した工夫」	・匿名性を重視した定期的アンケート調査	54	・傍観者の子から直接話を聞くのは難しいので、紙に書いてもらい後から誰にもわからないように話を聞く。
	・匿名に配慮した箱の設置や交換日記、ツールの開発	36	・職員室近くに箱を作り、いじめなどの問題を匿名で紙に書いていれてもらえば子供達に罪悪感なく大人に伝わる。
	・匿名が保持される教育相談、カウンセリング、面談の実施	38	・いじめ告発のためではないという設定で1か月に1回ぐらいの話す機会をつくる。 ・返しを防ぐため誰が告発したか分からない定期面談の実施。
	・いじめ告知への匿名性保持での安心感の担保	36	・情報提供者の安全を絶対守るということを告げる。 ・告知した人にいじめが向かないことを生徒に確約する。 ・告知してもそれがバレないという事で安心感もたせる。
②「授業での「いじめ」教育」	・傍観はいじめと同じで、告発は良い行為という認識を持たせる	52	・傍観者もいじめっ子と同じである事を小学生の時から強く指導。 ・傍観者も悪であることを伝える。
	・「いじめ」、「いじり」の定義を教える	13	・何がいじめであるかを傍観者も含めみんなに徹底する。いじめの被害者でさえそのあたりがわからなかった。何がいじめであるか判然としていけば傍観者も告知しやすい。 ・いじめられている本人が「いじめ」ではなく「いじり」と認識すれば、先生にも告知できない。
	・いじめは絶対悪、犯罪であることを教える	17	・いじめをすることが恥ずかしいことであり、人格を真っ向から否定することで、いじめは絶対悪で、社会的にも罰せられる行為であることを指導する。
	・命、人権、自死に関する教育	13	・傍観者もいじめの関係者であること、またいじめ行為が人権侵害になる重大問題であることをきちんと理解させる。 ・チクることが、命を守る行為であることを伝える。
	・いじめられっ子の気持ちを考える授業	13	・「自分がこういったいじめを受けていたら」というテーマで考えさせ、いじめにあったら辛いという認識を持たせる道徳教育。
	・いじめが起こるとどのようなことになるかを教える	5	・いじめの悲惨さを教える教育で、傍観者に、先生に告げる「怖さ」より、告げない「怖さ」を教える。
	・その他	16	・友人のあり方を教える。 ・一人の勇気で救えることがあることを伝える。
	③学級経営での教師の工夫	・生徒同士の対等・親密さが深まる関係作り	34
・いじめが起きないクラス作り		10	・いじめが起きづらい、いかに穏やかな雰囲気を持つクラスを先生がつくるかにかかっている。
・ラインやSNSの活用で通報しやすい方法を考える		10	・ラインやメール等で生徒全員が先生と連絡がとれる状態を作ることによって傍観者や被害者となる子が先生に報告しやすくなる。

大カテゴリー	サブカテゴリー	頻度	記述例
③学級経営での教師の工夫	・先生への相談をあたりまえのように意識化させる	3	・相談箱を作り、いじめ以外のこと、日常生活で生徒が感じたことを投函させ、相談することを日常にさせ、相談しやすい環境を作る。
	・3、4人等の関係性の強いグループ作り	8	・言いたいことが言えるような、関係が深まる3、4人のグループ作りをして、傍観者になった場合、友人や先生に報告できる環境を作る。
	・一人で報告することに不安を感じたり、報告出来ない時は、友人や親への告知でも良いという指導	8	・一人で行動しようと思わず、友達や周りの人に声をかけることから始め、そこから誰かと一緒に行動を起こすように指導する。 ・告発しづらい時は集団で告げに来るように指導する。
	・告発できる人を先生以外にも置く（生徒の委員等）	3	・学級委員以外にも告発できる人をクラスで増やす。
④『教師の日頃の生徒との関係性や行動』	・生徒との距離感の近い関係性作りや信頼感の構築	78	・生徒が相談しやすい距離感を先生が維持する。 ・話しやすい関係性を作る。 ・生徒との距離感をつめる。
	・生徒との定期的な面談、交換日記、コミュニケーションノートの活用	13	・まず信頼関係を作った中で、1か月に1回ぐらいゆつくりと先生と話をできる環境をつくる。 ・一人5分位の定期的な面談を実施する。
	・傍観者からの告発の前に、クラスに目を配る	9	・クラスの異変に気付くように心がける。 ・終活などのフリートーク時で些細な変化に気づくようにする。
	・生徒が話しやすいよう常に教師が教室にいること	2	・常に教師が教室にいて話しやすい環境をつくる（職員室だと、何となく話づらい）
⑤『その他』	・いじめ告知への報償	7	・いじめを見たとき、先生へ告知した場合報償をあたえる。
	・いじめられる側にも問題がある	4	・いじめられる側にも悪いところがあるという事がよくあるのでいじめる側だけに注意するだけでは意味がない。

（1）同義語や表記ゆれの処理

「傍観者啓発アンケート調査」の回答内容について、以下のように語を置き換えた（表4）。また、うちあける→打ち明ける、わかる→分かる、いう→言う、くる→来る、と改名表記した。

表4 同義語や表記ゆれの処理

まとめる語	置き換えた語
① 子、子ども、子ども達、生徒たち、児童生徒達	児童生徒
② 先生に報告する 先生に告げる、先生に言う	告発する
③ アンケート	アンケート調査
④ 目安箱、意見箱	目安箱・意見箱
⑤ 言う（文脈上「告げる」の意味内容の場合）	告げる
⑥ 個別面談	個人面談
⑦ クラス運営	学級経営・指導

(2) 抽出された用語

「傍観者啓発アンケート調査」の内容をKH-Coderソフトを用い品詞別に抽出したものが表5である。品詞の選別は、この課題に関連がある品詞のみを選び、名詞、サ変名詞、動詞は上位10項目、複合語は本課題に関連する語から上位13項目を掲示した。

表5 品詞別頻度の高かった語

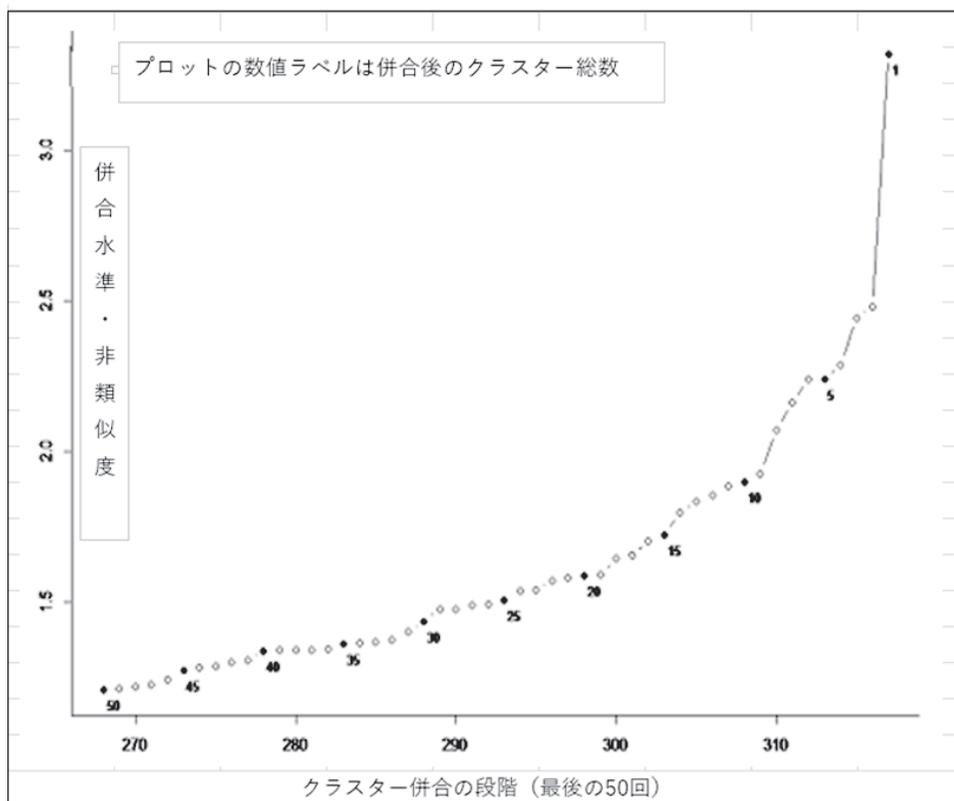
名詞	頻度	サ変名詞	頻度	複合語	頻度	動詞	頻度
先生	169	告発	147	児童生徒	182	伝える	83
自分	48	担任	33	傍観者	144	思う	73
匿名	39	相談	32	アンケート調査	51	話す	53
クラス	34	実施	27	いじめられっ子	33	考える	50
機会	22	話	27	信頼関係	29	作る	49
環境	19	指導	24	一人	28	言う	31
雰囲気	15	行動	17	いじめっ子	27	見る	30
タイプ	12	注意	14	定期的	26	持つ	27
気持ち	12	授業	13	個人面談	15	行う	23
勇気	11	理解	13	目安箱・意見箱	11	聴く	22
コミュニケーション	10	認識	12	告発者	9	守る	21
教員	10	関係	12	匿名性	8	書く	21
秘密	10	面談	12	積極的	8		
		信頼	11	クラス全体	6		
				加害者	6		
				いじめ問題	6		
				関係性	6		

*複合語 二つ以上の言語が結合して新たに単純な一語として意味・機能を持つようになった言葉

(3) 回答文書のクラスター分析による考察

KH Coderソフトを用い、アンケート回答のクラスター分析を実施し、類似したグループの特徴を考察した。クラスター分析の方法はWard法を用い、距離推定法はJaccard法で実施した。抽出語の頻度から判断して最小出現数は5、最大出現数は55とした。品詞の選択はアンケート課題と関係があると思われる名詞、サ変名詞、複合語、動詞の4品詞を用いた。クラスター数は表6からもわかるように、10番目以降のクラスターの非類似度は低くなっており、クラスター数は10が適切かと考えた。以下、紙幅の都合もあり4番目までのクラスターの回答例の一部を掲載する。また、各クラスターの各回答を包括する見出し語を()内に記した。

表6 併合過程のプロット



- ① クラスター1の特徴（見出し語：『定期的匿名アンケートの実施』、『アンケートを匿名とするべき理由』）

KH Coderの文章分析の「特徴語」は「アンケート調査」「匿名」「実施」「定期的」「書く」「行う」である（以上Jaccard係数上位から0.1以上）。

クラスター1の回答例

（筆者が任意に抽出）

1. 職員室の近くに箱を設置して、匿名でいじめの問題を書いてもらう。匿名なので報復にならない。
2. 傍観者は直接口頭で話はしないので、告発者が誰にもわからないような定期的なアンケート調査なら早期に発見できる。
3. 定期的ないじめに関するアンケート調査の実施や、匿名で受けられるカウンセリングの実施。学校側はいじめの告知があったことがばれないようにする。
4. 傍観者はいじめのターゲットになることを最も恐れるので、定期的な匿名のアンケート調査の実施。
5. 直接先生に告発することを躊躇するのはそれがばれるのを恐れるからで、アンケート調査を頻繁に行うべき。
6. 傍観者であることは、いじめに加担していることと同義であることを伝える。匿名の手紙を書くことも手段であることも伝える。相談する勇気をもたせるために、自分が一人ではなく先生や親しい友人の存在を認知させる。
7. 毎日提出するノートや匿名のアンケート調査を実施。話すより、文字にすることで落ち着いて考えることができると思う。
8. QRコードで匿名で、家で答えることにより、他人の目を気にせず、本当のことを話してくれる。

② クラスター2の特徴 (見出し語:『教師の信頼関係の必要性』)

特徴語は「築く」「信頼関係」「味方」「守る」「秘密」である (以上Jaccard係数上位から0.1以上)。回答例は以下のとおりである。

クラスター2の回答例

(筆者が任意に抽出)

1. 告発してくれてもクラスメイトには絶対バラさないと約束するだけではダメで、日ごろからの児童生徒の信頼関係を築いておくことが大事。
2. 普段からの児童生徒との信頼関係を築いた上で、匿名は必ず守るから告発するように、指導。
3. 日ごろから担任が児童生徒に秘密は守ると伝えて信頼関係を築くことが必要。
4. 先生に告発できない理由として児童生徒と先生の間信頼関係が醸成できていないからだと思う。普段からの信頼関係の構築が先生には必要。
5. 担任に告発しやすいよう、信頼関係を普段の生活の中で築いておくこと。
6. 先生と児童生徒の信頼関係があれば告発してもらえる。
7. いじめを通報しやすい信頼関係のあるクラス運営・指導。その上で傍観者に大人は味方であるということをアピールする。
8. まずは、児童生徒との信頼関係を築く。総合的な学習の時間を活用して、児童生徒同士の仲も深め、授業においてもコミュニケーションを大切にする。

③ クラスター3の特徴 (『告発しやすい環境づくり』、『いじめ行為の意味』)

特徴語は「指導」「教える」「守る」である (以上Jaccard係数上位から0.1以上)。

回答例は以下のとおりである。

クラスター3の回答例

(筆者が任意に抽出)

1. 傍観はいじめっ子と同じであることを小学生の時から強く指導し、注意できる傍観者を育成する。
2. いじめをしていることが恥ずかしいことであり、人の人格を真っ向から否定するという指導をする。いじめが絶対悪で罰せられる行為であることを認知させる。
3. いじめの標的になることを恐れている傍観者タイプの不安を取り除くために、話したことが周囲にもれないような工夫をすること。いじめについて言い出しやすい状況を先生が作り出す。
4. 言いたいことが言い合える3, 4人のグループを学級活動の中で形成する。
5. 傍観者となってしまう児童生徒は、いじめに加担しているという自覚が無いと思うので、見ていだけでもいじめであるということを先生が繰り返し伝える。普段から先生に話しかけやすい空気を作ることも必要。
6. 傍観者の大半がいじめを注意して巻き込まれたくないと考えているので、注意しなくてもいいから先生に告げるだけで良いという敷居の低いお願いにする。
7. どのような行為がいじめであるかを具体的に教える。傍観者がいじめを判断できるようにする。先生がいじめ問題に関心があることを児童生徒に示す。解決策も事前に児童生徒に話す。
8. 報復を恐れて何も言えないということがあるので、人前で先生に告げる姿を見られなければならないので、児童生徒との交換日記の役割をするノートを用意すればいい。

④ クラスター4の特徴 (見出し語:『いじめ告発の方法や意味』、『根本的ないじめ防止法』)

特徴語は「児童生徒」「傍観者」「伝える」「機会」「持つ」「増やす」である (以上Jaccard係数上位から0.1以上)。回答例は以下のとおりである。

クラスター4の回答例

（筆者が任意に抽出）

1. 道徳の時間で、いじめの定義や、いじめによって起きた事件、事故を具体的に紹介していじめが人の命を奪いかねない行動であるということを実感してもらう。
2. 自分がいじめられているという認識がなかったという経験から、どのような行為がいじめになるかを傍観者にも理解させる。
3. いじめの傍観は犯罪であるいじめに加担することであることを伝える。匿名でいじめの事実を伝えられる目安箱・意見箱などを置く。
4. 良いものは良い、悪いものと言えるような教育を実施する。傍観者タイプの人は周りに流されやすいので自発性を高めるために発言の機会を多く設けてあげる。
5. いじめの告発が特定できないかたちで一週間の振り返りを書かせて告発してもらう。
6. いじめを告発することは良いことであることを伝え、先生は告発者が報復の被害がないように守る。
7. 自分がいじめを受けたらどうかということを実感させる時間を持つ。先生にいじめを告発することがメリットのある事であることを伝える。定期的に全員を呼び、平等に時間を取り、先生とのかかわりを増やすことも必要。

（4）KJ法的分類とKH Coderの分析から回答内容の分類を考える

KJ法的分類では大カテゴリーとして①『匿名性を重視した工夫』、②『授業での「いじめ」教育』、③『学級経営での教師の工夫』、④『教師の日頃の生徒との関係性や行動』という見出し語を付け4つの大カテゴリーとして分類した。

また、KH Coderの文章分析では、上記のクラスター1から4までの結果を得た。それぞれのクラスターの見出し語を考えた場合、クラスター1を『定期的匿名アンケートの実施、アンケートを匿名とする理由』クラスター2を『教師の信頼関係の必要性』、クラスター3を『告げ方や告げることの意義、いじめ教育の意義』、クラスター4を『いじめ告発の意味や、根本的ないじめ防止法』と命名できると考える。この結果から、教職課程履修生が提言しいじめ傍観者の援助行動の促進方法、アイデアは、表7で示されたような見出し語に表現されたものになると考える。

表7 KJ 法的分類と KH Coder で抽出されたクラスターの見出し

（筆者作成）

KJ 法的分類による見出し(大カテゴリー)	KH Coder によるクラスター分析からの見出し
『匿名性を重視した工夫』	『定期的匿名アンケートの実施、匿名の必要性の理由』
『授業での「いじめ」教育』	『告げ方や告げることの意義、いじめ教育の意義』
『学級経営での教師の工夫』	『いじめ告発の意味や、学級経営での教師のいじめ防止の工夫』
『教師の日頃の生徒との関係性や行動』	『教師の信頼関係の必要性』

IV 考察

1. 生徒指導提要でのいじめ課題に対する提言と本調査での回答の比較

生徒指導提要での「いじめ」対応に対する提言、具体的方法は未然防止にも重点がおかれ、重層的支援構造（文部科学省, 2022c）という考え方を軸に①発達支持的生徒指導、②課題未

然防止教育、③課題早期発見対応、といった点からの方策が示されている（4層目の「困難課題対応の生徒指導」は、本調査との課題対象にはならないので、本報告ではとりあげない）。

具体的方法として、①は人権教育や多様性を認め人権侵害をしない人の育成等、②は道徳科や学級・ホームルーム活動等を通じての法教育、そして「いじめをしない態度や能力」の修得、③はアンケート調査や面談の実施等からの「いじめの早期発見」という提言になる。それをまとめた要約が表8になる。今回の調査で教職履修学生が示したいじめ傍観者を無くす対応策の回答内容は、表8に示された生徒指導提要での提言におよそ網羅されていると考える。

このことから生徒指導提要で提言されている内容を、いじめ対応のより適切な方法として実践することが肝要であるとする。もちろん、この提言の最終的な評価は、今後の学校現場での教員・担任のこれらの教育実践の結果からしか判断はできない。しかし、生徒指導提要にも提言され、この調査でも多くの学生が提案した、①告発しても匿名を担保するといった生徒との信頼関係を築くこと、②道徳科や学級・ホームルーム活動を通じて、いじめが持つ犯罪性や法的視点からの教育、③いじめ傍観者心理を考慮した告発ツールの工夫等は、いじめの未然防止、早期発見対応の重要な方法になると考える。

表8 生徒指導提要で提言されている重層的支援内容

(筆者要約)

第1層 発達支持的生徒指導の内容	第2層 未然防止教育	第3層 早期発見対応
①多様に配慮して、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気の確保	①道徳科や学級・ホームルーム活動を通じて実際の事例や動画を児童生徒同士で検討したり、ロールプレイ等の実践	①アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「みられたらどうしよう」といった心配をせずに記入できる工夫
②法教育を通じての市民性を育む教育	②担任がいじめられる側を「絶対守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどをして担任への信頼感と学級・ホームルーム活動への安心感を育み、絶対にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる	②児童生徒に安心感を与えるこまめな校内の見守りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談
③「困った、助けて」といった援助希求が出せる雰囲気と、それを受け止める体制作り	③担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つ	
	④いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという法律的な視点から考えさせる	

2. 本調査から有効と考えるいじめ傍観者の援助行動を引き出す回答例

基本的な対応は生徒指導提要に提示されている内容の実践になるが、今回の調査から得た回答の中で、頻度が必ずしも高いものではないが、いじめ傍観者の告発促進に有効と考える内容を考察する。

(1) 「いじめ」の法的定義の指導

前掲表3のKJ法的な分類で示したサブカテゴリーの「いじめ、いじりの定義を教える」ということは重要な対応策になると考える。このことは、生徒指導提要でも、いじめ定義の共通理解を保護者も含め児童生徒に促すように提言がなされている（文部科学省, 2022d）。

この提言に関連する本調査回答例（傍線部筆者）は、「いじめとは何かという具体的な内容がわからず、目の前で行われていた激しいからかいが、いじめということが分からなかった」、「小学校の頃にいじめを受けていました。その頃は激しいからかいがいじめと考えておらず、ただただその人なりの友好の証だと考えていたので辛くても我慢をしていました。この経験からどのようなことがいじめになるかを事前に把握して・・・」、「悪ふざけはいじめではない、という考えを傍観者タイプの人達は持っていると思う。しかし、悪ふざけやいじりという判断は第三者が判断できるものではないと思う。そのことをクラス全体に伝えるだけで少しは変わるのではないかと思う」、といったものである。この提言の象徴的な回答が、表9になる。これはいじめ被害者の複雑な心理過程も吐露したもので、加えて今日のいじめの告知の難しさの要因を提示しているものと考ええる。

表9にあるように、いじめ被害者が、いじめられていることを容易に認めたくないという複雑な感情をより強化する要因が「いじめの定義が周知されていない」という日本の教育環境になる。いじめの加害者も、被害者も、また傍観者も「いじめの定義を正確に認知していない」ということが、いじめの告発をより難しくしていると考ええる。

表9 「いじめ」の法的定義の周知徹底の意義を提示した回答例

私自身、小・中学校でいじめを受けていた経験があり、とてもつらかった記憶がある。そもそも、私は当時、「いじめられている」という認識がなく、「いじられている」という認識であった。それはおそらく「いじめられている」ということに劣等感を感じており、認めたくなかったのであろう。このことから、私は「いじめに関するアンケート」というものが本当に機能しているのかという疑問をいだいた。つまり、いじめられている本人の認識によっていじめという境界線が異なるので、今の日本はいじめの状況をしっかり把握できないという状況に陥ってしまっているのではないかと考える。よって個人面談を1ヶ月に1回程度実施して、生徒個人個人に教師が向かいあう機会を設けるべき。

(2) いじめ告知のグループ活用

この提言は、前掲表3のKJ法的な分類でのサブカテゴリーの、「3, 4人等の関係性の強いグループ作り」というものになるが、この回答例も頻度的には決して高いものではなかったが、傍観者の告知促進には有益な指導方法になると考える。回答例として「傍観者の人は、やっぱり、一人では先生に告げることはできなくても、集団になれば報告が出来たり、匿名であれば告げることが出来ると思う・・・」、というものである。グループでの集団告知であれば、当然一人での告知よりハードルを下げる効果はあると考える。ただ、一方で、グループ内のいじめに対する認識や反応によっては社会心理学の傍観者効果である「責任の分散」、「多元的無知」といった心理作用が起り、一人での対応であれば告知できたことが、かえって集団での対応になることにより告知できなくなるといった懸念もあることを付記しておく。

3. 社会心理学の「傍観者効果」の知見

今回の「いじめ傍観者啓発アンケート調査」の結果をふまえ、あらためて、社会心理学の「傍観者効果」の重要性を認識した。

前述したように援助行動が抑制される要因については、大坪（1998）らのいじめ傍観者に注視した先行研究からも有益な示唆がなされている。これらの提言も含め、基本的な援助抑制行動となる、「責任の分散」「多元的無知」「評価懸念（聴衆抑制）」という社会心理学の「傍観者効果」の知見は、いじめの傍観者がなぜいじめを傍観し続けるかということを理解する上で、学級担任等は認識すべき重要な知見と考える。とりわけ、多元的無知といった「自分は援助が必要と思うのだが、周囲が援助しないという事は、援助が必要ではないことだと誤って判断してしまう」という心理プロセスの認識は、いじめの傍観的立場にある児童生徒を「相談者」に仕向ける重要な認識になると考える。

文献

- 樋口耕一（2020）. 社会調査のための計量テキスト分析. ナカニシヤ出版.
- 平尾潔（2016）. 弁護士によるいじめの関係調整. 臨床心理学, 16巻6号, 金剛出版.
- 勝谷紀子（2011）. 日本の大学生におけるうつのしろうと理論-テキストマイニングによる形態素分析とKJ法による内容分析-. 勝谷紀子・岡隆・坂本真士・朝川明男・山本真菜. 社会言語学, 第13巻第2号, 107-115.
- 松本俊彦（2019）. 「助けて」が言えない-SOSを出さない人に支援者は何ができるか-. 日本評論社.
- 文部科学省編（2022a）. 生徒指導提要, p133. 東洋館出版社.
- 文部科学省編（2022b）. 生徒指導提要, 133-134. 東洋館出版社.
- 文部科学省編（2022c）. 生徒指導提要, p129. 東洋館出版社.
- 文部科学省編（2022d）. 生徒指導提要, 121-122. 東洋館出版社.
- 森田洋司（2010）. いじめとは何か. p132. 中公新書.
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編（2015）. 子どものいじめ問題ハンドブック. 明石書店.
- 大坪治彦（1998）. いじめ傍観者の援助抑制要因の検討. 鹿児島大学教育学部研究紀要教育学科編, 50, 245-256.
- 川名好裕（1987）. 援助的欲求と行動. 斎藤勇編, 対人社会心理学重要研究集2, p116, 誠信書房.
- 佐野茂（2020）. 教職課程履修者のいじめ問題への基本的認識に関する一考察. 大阪商業大学教職課程研究紀要, 第3巻, p51.
- 白木優馬（2013）. いじめ場面における傍観者の援助行動を生起させるには-計画的行動理論および傍観者の自己認知からの検討-, 教育心理学フォーラム・レポート, FR-2013-2号.
- 土田昭司（1996）. 「いじめ」問題についての教育社会心理学的考察. 明治大学教職課程年報, 18, 28-39.